

物件をお持ちの方へ
「柳川市住まえるバンク制度」への登録・交渉の流れ

① 媒介業者の選択

ホームページに掲載されている登録事業者リストから、物件の売買・賃貸借の媒介を希望する登録事業者を選択してください。

② 所有者からの相談、契約

登録事業者と売買・賃貸借の媒介の契約を締結してください。
登録事業者以外と既に媒介契約している場合も、申請できます。

③ 物件の登録

登録申請書に必要な書類を添え、柳川市役所に提出してください。

住まえるバンク登録申請書（様式第5号）
柳川市住まえるバンク登録カード（様式第6号）
土地及び建物の全部事項証明書
物件の概要資料（外観及び内観の写真、所在地、交通の利便、間取り等を記載し、A4サイズ1枚にまとめたもの）

申請は、物件所有者、登録事業者のどちらでも可能です。

登録できる物件

次の要件に該当する物件

- ① 市内にある居住用の一戸建て住宅（アパートやマンションは対象外）
- ② 現に居住していない、居住しなくなる予定の物件

④ 物件情報の発信

登録物件の概要や間取り図、写真等を市のホームページで公開します。
※所有者の住所・氏名等の個人情報公表いたしません。

⑤ 物件の交渉・契約

利用希望者と登録事業者の仲介により、交渉・契約をしてください。

住まえるバンク運用の注意事項

- ・物件の状況等により、住まえるバンクへの登録をお断りすることがあります。
- ・住まえるバンクに登録する場合は、登録事業者とあらかじめ媒介契約を締結する必要があります。登録事業者以外と既に媒介契約している場合も、申請できます。
- ・市は、物件の売買・賃貸に関する交渉・契約等に関する媒介行為について、一切の責任を負いません。
- ・住まえるバンクへの登録は無料ですが、成約の際は、宅地建物取引業法に定める仲介手数料が発生します。
- ・暴力団等反社会的勢力と認められる者は住まえるバンクの利用はできません。